

「中小企業の知的財産活用のための東京戦略(案)」に対する意見募集の結果

東京都は、令和4年3月1日(火)に「中小企業の知的財産活用のための東京戦略(案)」を発表し、東京都ホームページへの掲載等を通じて、広く都民の皆様のご意見を募集しました。貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

ここでは、お寄せいただいた主なご意見の概要と、それに対する東京都の考え方を紹介させていただきます。

1 意見募集の期間

令和4年3月1日(火)から令和4年3月15日(火)まで

2 主なご意見と東京都の考え方

ご意見(概要)	都の考え方
知的財産権の権利擁護として、特許等とは別に、先使用権制度がある。この制度の活用についても検討してほしい。	東京都知的財産総合センターでは、先使用権に関する相談対応や、マニュアルを通じて先使用権制度について紹介しております。
知的財産権の取得等だけでなく、知的財産に関わる契約等の相談に適切に対応するために、関連機関との連携や専門家の活用を通じて、様々な角度・視点から支援するための相談体制を充実させてほしい。	東京都知的財産総合センターでは、契約等に係る相談等について、民間企業において「知財契約」や「技術契約」を担当していたアドバイザーや弁護士などの専門家が対応しております。 いただいたご意見も参考に、様々な相談ニーズに対応してまいります。
外国への出願助成だけでなく、国内の知的財産権取得費用についても、手厚くサポートしてほしい。	都では、中小企業の新製品や新技術の開発や創業者を支援する中で、必要に応じて、国内外の特許出願等に係る経費の一部を助成しております。 また、令和4年度から、スタートアップ企業の新技術開発等のハンズオン支援を行う中で、必要に応じて、国内外の特許出願等に係る経費の一部を助成することとしております。